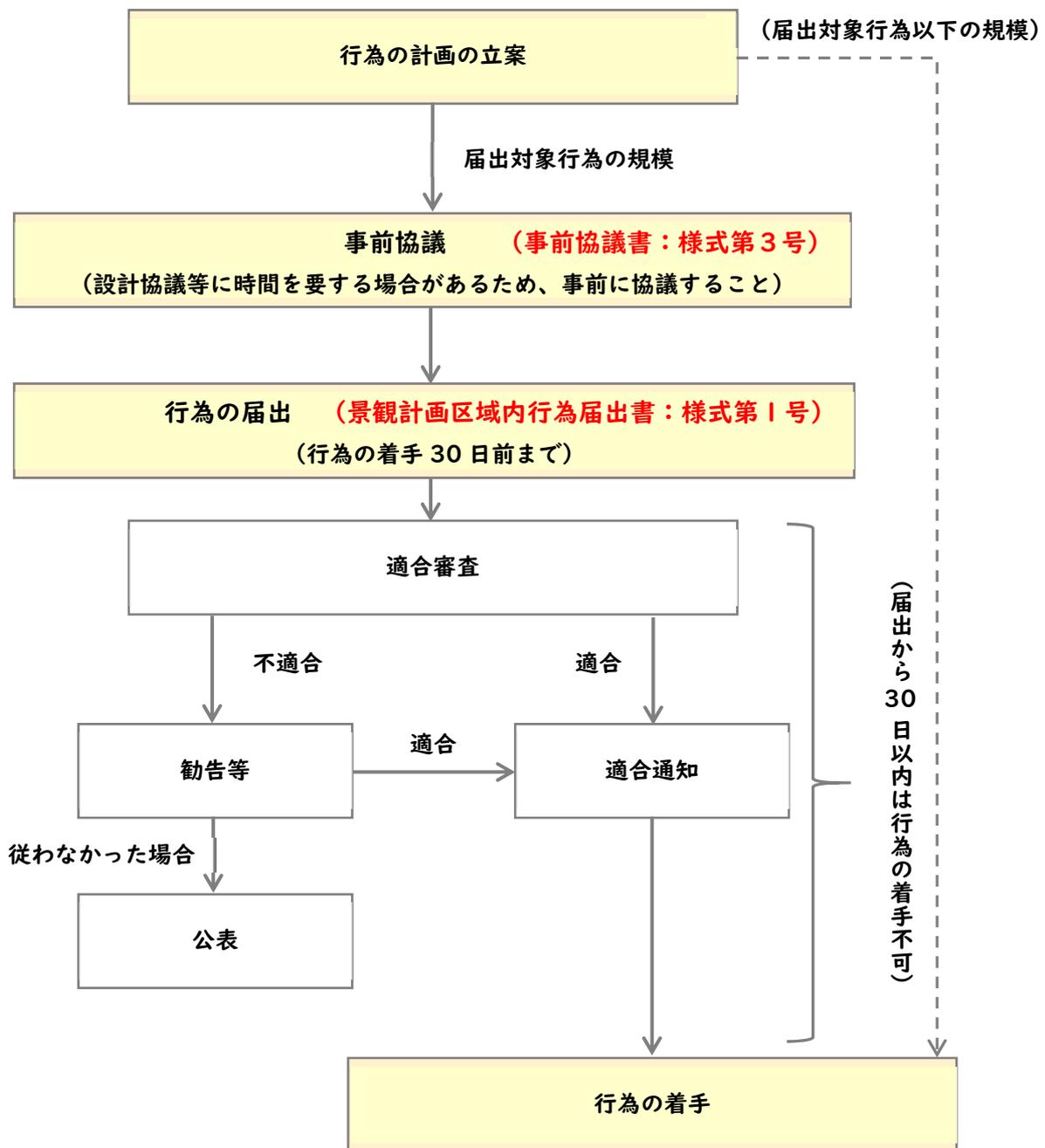


「大館市景観計画」に基づく届出制度について

大館市では、本市の景観特性を活かした良好な景観形成のため『「大館だなぁ」という景観を見つめて、磨き、自信と誇りを高めて住み続けたいまちへ』を目指すべき将来の景観像とする「大館市景観計画」を策定しました。

本計画に基づき、一定の規模以上の建築物や工作物等の建設を行う際や、開発行為など、景観への影響が大きい行為を行う場合には、行為の着手30日前までに市に届出し、「景観形成基準」に適合しているか、審査を受けなければなりません。

届出の手続きのながれ



届出が必要な行為と届出の規模

次に定める規定に該当するものについて、届出が必要となります。

行為の種類		届出の規模	
		一般地域 (山並み・森林景観ゾーン・田園景観ゾーン、 市街地景観ゾーン)	景観づくり 推進地区
建築物の新築、増築、改築、移転、外観(色彩)の変更		高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの(増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100㎡以下の増改築を除く)	左同
工作物の 新築、増築、 改築、移転、 外観(色彩) の変更	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ3mを超えるもの	左同
	煙突、排気塔その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。)	高さ13mを超えるもの	左同
	遊戯施設類		
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの		
	污水处理施設、汚物処理施設、 ごみ処理施設その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの	左同
	電波塔等(屋外広告物を除く。)、 柱類(屋外広告物を除く。)		
	太陽光発電設備	築造面積(敷地面積)1,000㎡を超えるもの	左同
	風力発電設備	高さ13mを超えるもの	左同
屋外における 土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	新設及び既存に追加	高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの	左同
土石等の採取、鉱物の採掘、土地の区画形質の変更		面積3,000㎡又は法・擁壁の高さ3mを超えるもの	左同
開発行為(都市計画法第4条第12項)		都市計画区域内:3,000㎡以上のもの 都市計画区域外:10,000㎡以上のもの	左同
木竹の伐採		—	伐採検討時、事前相談を要する

添付書類

事前協議書（様式第3号）・景観計画区域内行為届出書（様式第1号）・景観計画区域内行為通知書（様式第10号）により届出を行う場合は、以下に掲げる図書を添付し届出をしてください。

行為の種類	図書	
	種類 (括弧内は縮尺)	明示すべき事項
建築物又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観の変更	付近見取図 (2,500分の1以上)	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物(工作物)の位置
	配置図 (200分の1以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、寸法、敷地境界線、敷地内における建築物(工作物)の位置、届出に係る建築物及び工作物との別、行為の対象となる建築物(工作物)の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員 ・植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置 ・擁壁、垣、柵、塀等の高さ及び長さ
	2面以上の立面図 (200分の1以上)	縮尺、方位、高さ、主要部分の寸法、開口部及び付属設備の位置並びに形状、仕上げ材料及び色彩(着色)
	カラー現況写真	敷地及びその周辺を2方向以上から撮影したもの
	その他図書	その他参考となるべき事項を記載したもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	付近見取図 (2,500分の1以上)	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の位置及び区域
	土地利用計画図 (1,000分の1以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、敷地の形状及び寸法 ・物件の集積又は貯蔵の位置 ・遮蔽物の位置、種類、構造及び規模 ・緑化等の位置、樹種及び面積 ・隣接する道路の位置及び幅員、隣接する土地との高低差、付近の土地利用の現況

	断面図 (1,000分の1以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・集積又は貯蔵された物件の形状 ・集積又は貯蔵された物件と塀等の位置 ・塀等の種類、形状及び色彩
	カラー現況写真	行為の場所及びその周辺を2方向以上から撮影したもの
	その他図書	その他参考となるべき事項を記載したもの
土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更、都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する開発行為	付近見取図 (2,500分の1以上)	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の位置及び区域
	現況図 (2,500分の1以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び樹高 ・行為の区域 ・隣接する道路の位置及び幅員
	土地利用計画図 (1,000分の1以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、行為地の形状及び寸法 ・行為後の地形及び地盤高 ・行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ・行為後の土地利用計画及び緑化計画
	断面図 (1,000分の1以上)	行為の前後における土地の断面
	カラー現況写真	行為の場所及びその周辺を2方向以上から撮影したもの
	その他図書	その他参考となるべき事項を記載したもの
木竹の伐採	付近見取図 (2,500分の1以上)	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の位置及び区域
	伐採計画図 (500分の1以上)	縮尺、方位、伐採区域、付近の土地利用状況及び隣接する道路の位置並びに幅員
	カラー現況写真	伐採する木竹及びその周辺を2方向以上から撮影したもの
	その他図書	その他参考となるべき事項を記載したもの

【問い合わせ先】 大館市 建設部 都市計画課 景観まちづくり係
〒018-5792 大館市比内町扇田字新大堤下 93-6
[TEL:0186-43-7135](tel:0186-43-7135) FAX:0186-55-1018